

2022年版
税制改正・公的制度
ガイドブック



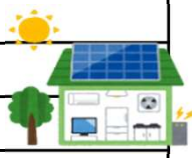

税制改正


- 令和4年度税制改正大綱の結果
- 住宅ローン控除の見直し
- 住宅ローン控除の手続の簡素化
- 住宅取得等資金贈与非課税制度の縮減
- 住宅税制の優遇措置の延長
- 土地に係る固定資産税の負担調整措置の緩和
- 法人版事業承継税制の確認申請期限の延長
- 財産債務調書制度の提出義務者の拡大
- 新しい「賃上げ税制」の全体像
- 新賃上げ税制(中小企業の積極的な賃上げ支援)
- 賃上げ税制(大企業の積極的な賃上げ支援)
- 賃上げ税制(賃上げに消極的な大企業への措置)
- 交際費課税の特例措置の延長
- 少額な資産(足場・ドローン)のレンタル節税規制
- 法人税の租税特別措置の延長・廃止
- 完全子法人株式等配当の源泉徴収の不適用
- 外形標準課税の所得割の税率の見直し
- 上場株式等の配当所得等の課税方式の一体化
- 消費税のインボイス制度の登録手続の緩和
- 電子取引のデータ保存の経過措置
- 帳簿不提出や悪質な納税者への対応
- その他の改正項目
- 令和5年度税制改正に先送りされた主な検討事項
- (参考)令和4年に開始する過年度改正項目

本ガイドブックは与党の令和4年度税制改正大綱に基づいて作成しています。今後の情報にご留意ください。

○ 令和4年度税制改正大綱の結果

令和3年12月10日に与党(自由民主党・公明党)から「令和4年度税制改正大綱」が公表され、今回の改正では「住宅ローン控除」と「賃上げ税制」が特に重要な改正項目となりました。

所得税	住宅 税制	住宅ローン控除の見直し	
		住宅ローン控除の手続の簡素化	
		住宅取得等資金贈与非課税制度の縮減	
		住宅税制の優遇措置の延長	
資産税	土地に係る固定資産税の負担調整措置の緩和		
	法人版事業承継税制の確認申請期限の延長		
	財産債務調書制度の提出義務者の拡大		
法人税	賃 上 げ 税 制	中小企業の所得拡大促進税制の拡充	
		人材確保等促進税制の改組	
		大企業の研究開発税制等の不適用措置の強化	
	交際費課税の特例措置の延長		
	少額な資産(足場・ドローン)のレンタル節税規制		
	法人税の租税特別措置の延長・廃止		
源泉税	完全子法人株式等配当の源泉徴収の不適用		

事業税	外形標準課税の所得割の税率の見直し		
納税環 境整備	上場株式等の配当所得等の課税方式の一体化		
	消費税のインボイス制度の登録手続の緩和		
	電子取引のデータ保存の経過措置		
	帳簿不提出や悪質な納税者への対応		
	税理士制度の見直し		

(参考)各省庁の主な税制改正要望のうち見送られたもの

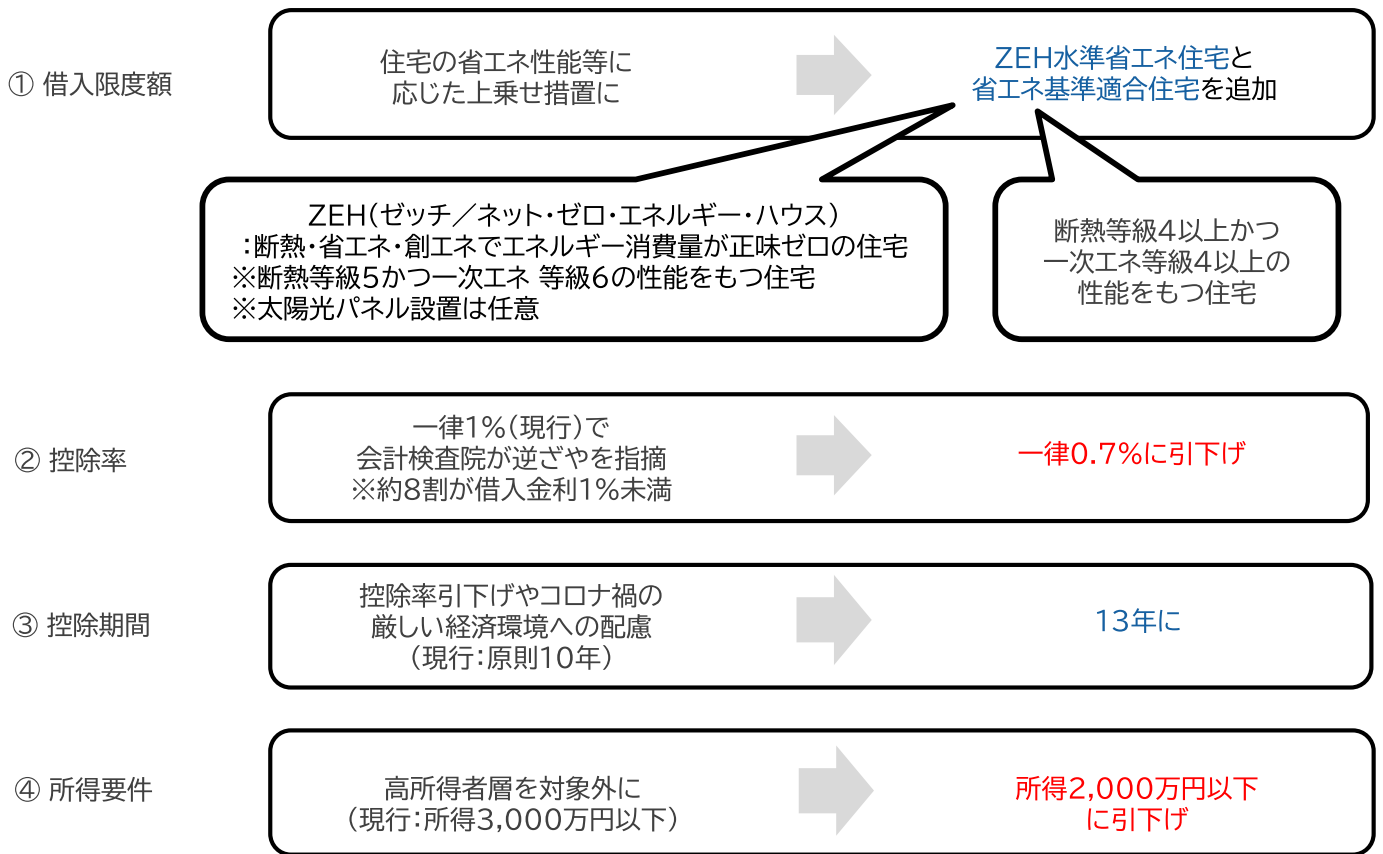
所得税	× 金融所得課税の一体化(デリバティブ取引)
	× 生命保険料控除制度の拡充
	× 基金拠出型医療法人における負担軽減措置
資産税	× 上場株式等の相続税に係る見直し
	× 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ
法人税	× スピンオフの実施円滑化のための税制措置の拡充

○ 住宅ローン控除の見直し

住宅ローン控除の見直し（その1）

住宅ローン控除について、住宅の省エネ性能向上、長期優良住宅の取得促進、中古住宅の有効活用・優良化の観点や、現下の経済状況を踏まえ、見直されました。

<住宅ローン控除の改正案>



○ 住宅ローン控除の見直し

住宅ローン控除の見直し（その2）

<新築住宅・買取再販住宅の住宅ローン控除> ★印:消費税率10%引上げに伴う反動減対策としての上乗せ(令和3年までで終了)

項目		現行制度			改正案(4年延長)			
		令和3年入居			4~5年入居		6~7年入居	
		消費税率8%	10年	13年★	13年		10年	
借入 限度額 ・控除期間	認定住宅(長期優良・低炭素)	5,000万円	10年	13年				
	ZEH水準省エネ住宅	/			4,500万円	3,500万円		
	省エネ基準適合住宅				4,000万円	3,000万円		
	その他	4,000万円	10年	13年	3,000万円	2,000万円 <small>※新築:令和6年以後建築確認を除く</small>		
控除率		一律1%			一律0.7%			
住民税の控除限度額		所得×7%(最高13.65万円)			所得×5%(最高9.75万円)			
所得要件(合計所得金額)		3,000万円以下			2,000万円以下			



◆最大控除額の比較

	令和3年入居	4~5年入居	6~7年入居
認定住宅	500万円/600万円	455万円	409.5万円
ZEH水準省エネ住宅	/		409.5万円
省エネ基準適合住宅			364万円
その他	400万円/480万円	273万円	140万円

《 実務上のポイント 》

- 床面積要件(下限)は50㎡。令和5年までに建築確認を受ける新築住宅は40㎡以上(合計所得金額1,000万円以下に限る)。
- 令和6年以後に建築確認を受けるもの(登記簿上の建築日付が令和6年6月30日以前を除く)で、一定の省エネ基準を満たさない新築住宅は、住宅ローン控除の対象外となる。

○ 住宅ローン控除の見直し

住宅ローン控除の見直し（その3）

<中古住宅の住宅ローン控除>

項目		令和3年入居(現行)		4~7年入居(改正案:4年延長)	
借入限度額 ・控除期間	認定住宅 <small>〔長期優良・低炭素〕</small> ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅			3,000万円	10年
	その他			2,000万円	

※「控除率」「住民税の控除限度額」「所得要件」は新築住宅と同様。「床面積要件(下限)」は50㎡以上

※中古住宅の築年数要件(耐火:25年以内、非耐火:20年以内)は廃止。[「昭和57年以後建築の住宅\(新耐震基準適合住宅\)」に緩和](#)

◆最大控除額の比較

	令和3年入居	4~7年入居
認定,ZEH,省エネ		210万円
その他	200万円	140万円



ZEH(ゼッチ/ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス):断熱・省エネ・創エネでエネルギー消費量が正味ゼロの住宅

<認定住宅等に係る投資型減税(住宅ローンの有無に関係なく利用可能)>

項目	令和3年入居(現行)	4~5年入居(改正案:2年延長)
対象住宅	認定住宅 <small>〔長期優良・低炭素〕</small>	認定住宅・ZEH水準省エネ住宅
税額控除額	標準的な性能強化費用相当額(650万円を限度)×10%(最大65万円・1年間)	

○ 住宅ローン控除の見直し

住宅ローン控除の見直し（その4）

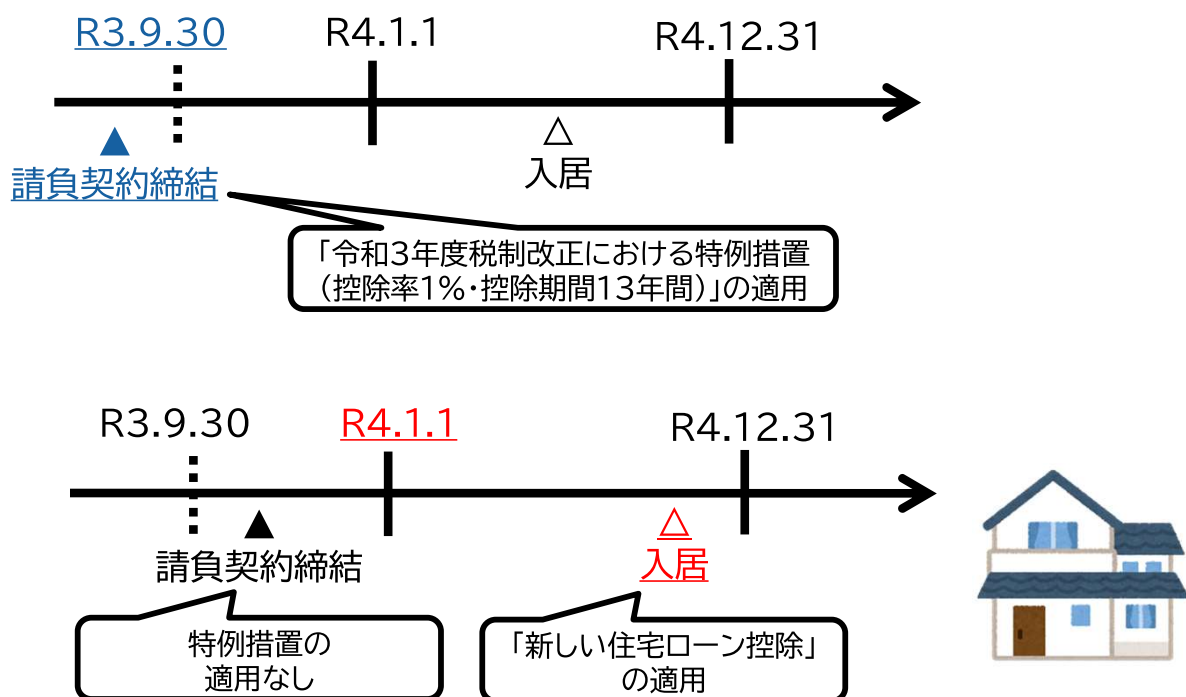
<中古住宅の住宅ローン控除>

改正案における新しい住宅ローン控除は、原則として「入居年」で判断する。入居年が令和4年以降なら新しい住宅ローン控除(控除率0.7%)を、令和3年までなら従来どおりの住宅ローン控除(控除率1%)となる。ただし、「令和3年度税制改正における特例措置(控除率1%・控除期間13年間)」の適用を受ける場合は、令和4年入居であっても「特例措置」が優先される。

質問	回答
令和3年までに入居し、既に住宅ローン控除(控除率1%)の適用を受けています。令和4年以降は控除率が0.7%に引き下がるのでしょうか。	令和4年以降も従前の控除率(控除率1%)のままです。
令和2年10月～令和3年9月末の間に注文住宅の請負契約(※)を締結し、令和4年中に入居予定です。「令和3年度税制改正における特例措置」は適用されるのでしょうか。 ※分譲住宅の場合は令和2年12月～令和3年11月末の間に売買契約を締結	適用されます(控除率1%・控除期間13年)。

出典:国土交通省「令和4年度税制改正における住宅ローン減税の延長Q&A」を基に作成

(例)注文住宅

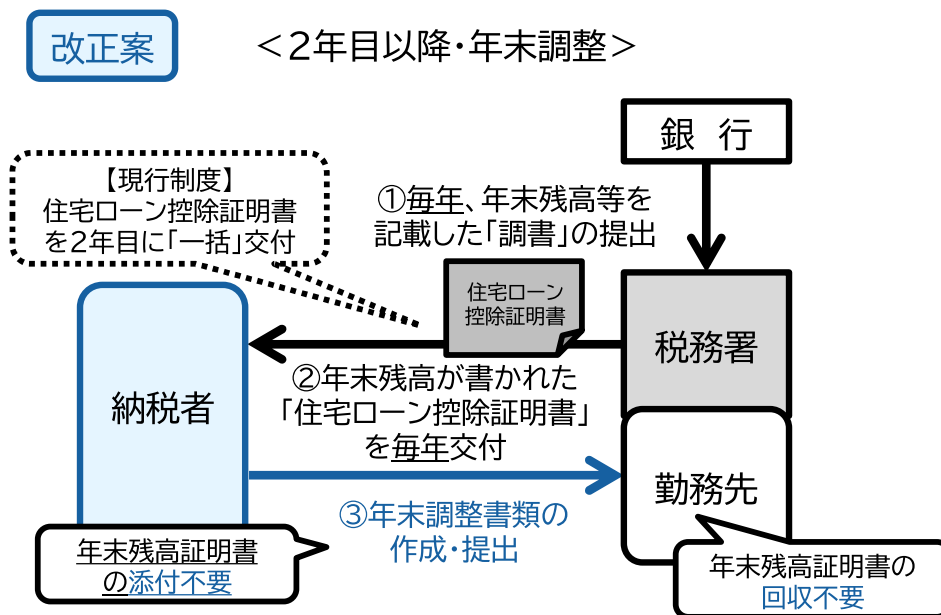
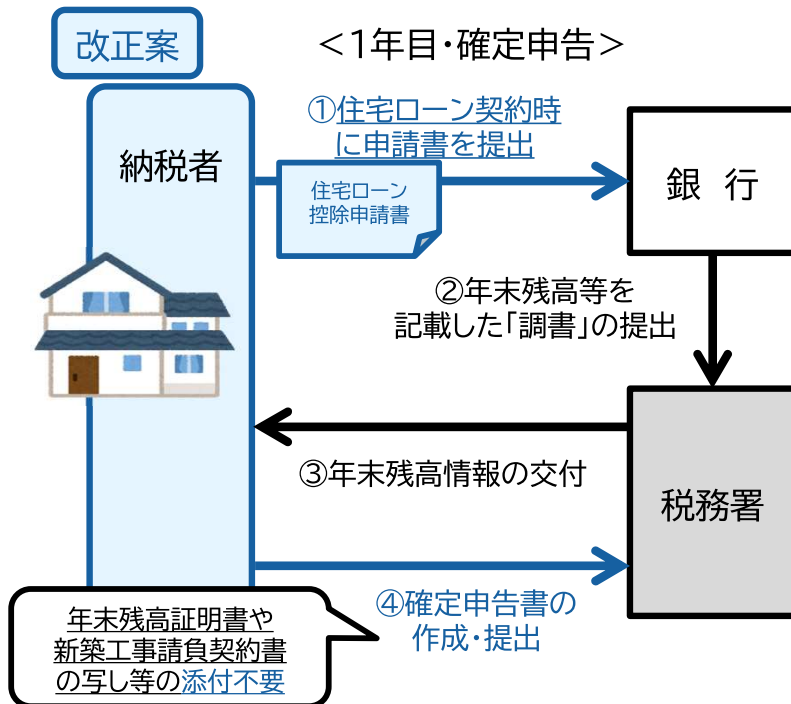


○ 住宅ローン控除の手続の簡素化

e-Taxの利便性を向上させる取組みを進める観点から、住宅ローン控除の適用にあたり必要となる「住宅ローンの年末残高証明書」の納税者による税務署・勤務先への提出が不要とされます。

【適用時期】

居住年が令和5年以後である者が、令和6年以後に行う確定申告・年末調整について適用



○ 住宅取得等資金贈与非課税制度の縮減

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度について、格差の固定化防止等の観点から、非課税限度額が1,000万円に引き下げられた上で、令和5年12月31日まで2年延長されます。

項目		現行制度		改正案(2年延長)
		令和3年		4~5年
非課税 限度額	省エネ等住宅 (省エネ・耐震・バリアフリー)	消費税率10%	1,500万円	1,000万円
		上記以外	1,000万円	
	その他	消費税率10%	1,000万円	500万円
		上記以外	500万円	
受贈者	所得要件	合計所得金額2,000万円以下		
	年齢要件	20歳以上		18歳以上(R4.4.1~)

※中古住宅の築年数要件(耐火:25年以内、非耐火:20年以内)は廃止。「昭和57年以後建築の住宅(新耐震基準適合住宅)」に緩和

《 実務上のポイント 》

- 非課税限度額は、改正案では契約の締結時期を問わない。
- 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例(贈与者の年齢要件撤廃)」も2年延長



○ 住宅税制の優遇措置の延長

住宅税制の優遇措置の延長（その1）

次の住宅税制(所得税)について、適用期限が令和5年12月31日まで2年延長されます。

<居住用財産の譲渡に関する特例措置>



優遇措置	優遇の内容
特定居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税特例	特定のマイホームの買換え・交換で生じた「譲渡益」に対する課税を将来に繰延べ可能 ※「買換資産」が令和6年以後に建築確認を受ける新築住宅(登記簿上の建築日付が令和6年6月30日以前のもを除く)の場合は、 一定の省エネ基準を満たす要件 を追加
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等	マイホームの買換えで生じた「譲渡損」を他の所得から控除可能(以降3年間繰越控除)
特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等	住宅ローンが残っているマイホームを売却して「譲渡損」が生じた場合に他の所得から控除可能(以降3年間繰越控除)

<中古住宅のリフォーム減税>

ローン型と投資型が整理統合

必須工事について対象工事限度額の範囲内で「標準的な費用相当額」×10%を所得税額から控除(その他の工事も5%控除)

必須工事(★は太陽光発電設置の場合)			その他工事			最大控除額 (必須+その他)
対象工事(いずれか実施)	対象工事限度額	控除率	対象工事	対象工事限度額	控除率	
長期優良住宅化	耐震+省エネ+耐久性	500万円 (★600万円)	・必須工事の対象工事限度額超過分 ・その他のリフォーム	必須工事に係る標準的な費用相当額と同額まで ※必須工事とあわせて合計1,000万円が限度	5%	75万円 (★80万円)
	耐震 or 省エネ+耐久性	250万円 (★350万円)				62.5万円 (★67.5万円)
省エネ	250万円	62.5万円				
耐震 / 三世帯同居	250万円	62.5万円				
バリアフリー	200万円	60万円				

出典:国土交通省「令和4年度国土交通省税制改正概要」をもとに作成

※省エネリフォームの工事要件のうち「全居室の全窓の断熱改修工事」→「[窓の断熱改修工事](#)」に緩和

○ 住宅税制の優遇措置の延長

住宅税制の優遇措置の延長（その2）

次の住宅税制について、適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されます。

対象税目	優遇措置	優遇の内容
印紙税	工事請負契約書・不動産譲渡契約書に係る特例措置	20～50%減額(契約金額1千万円超5千万円以下:本則2万円→1万円)
登録免許税	住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置	所有権保存登記:本則0.4%→0.15% 所有権移転登記:本則2%→0.3%★ 抵当権設定登記:本則0.4%→0.1%★
	買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置	所有権移転登記:一般住宅0.3%→0.1%★
	認定低炭素住宅に係る特例措置	所有権保存登記:一般住宅0.15%→0.1% 所有権移転登記:一般住宅0.3%→戸建て0.1%
		所有権保存登記:一般住宅0.15%→0.1% 所有権移転登記:一般住宅0.3%→戸建て0.2%、マンション0.1%
不動産取得税	認定長期優良住宅に係る特例措置	課税標準からの控除額の特例:一般住宅1,200万円→1,300万円
固定資産税		新築1/2減額:戸建て5年間、マンション7年間
	新築住宅に係る税額の減額措置	新築1/2減額:戸建て3年間、マンション5年間
	中古住宅のリフォームに係る特例措置	耐震化:1/2減額、バリアフリー化:1/3減額 省エネ※:1/3減額、長期優良住宅:2/3減額 ※省エネリフォームの築年数要件を平成26年4月1日以前から所在する住宅に (現行:平成20年1月1日以前から所在する住宅)

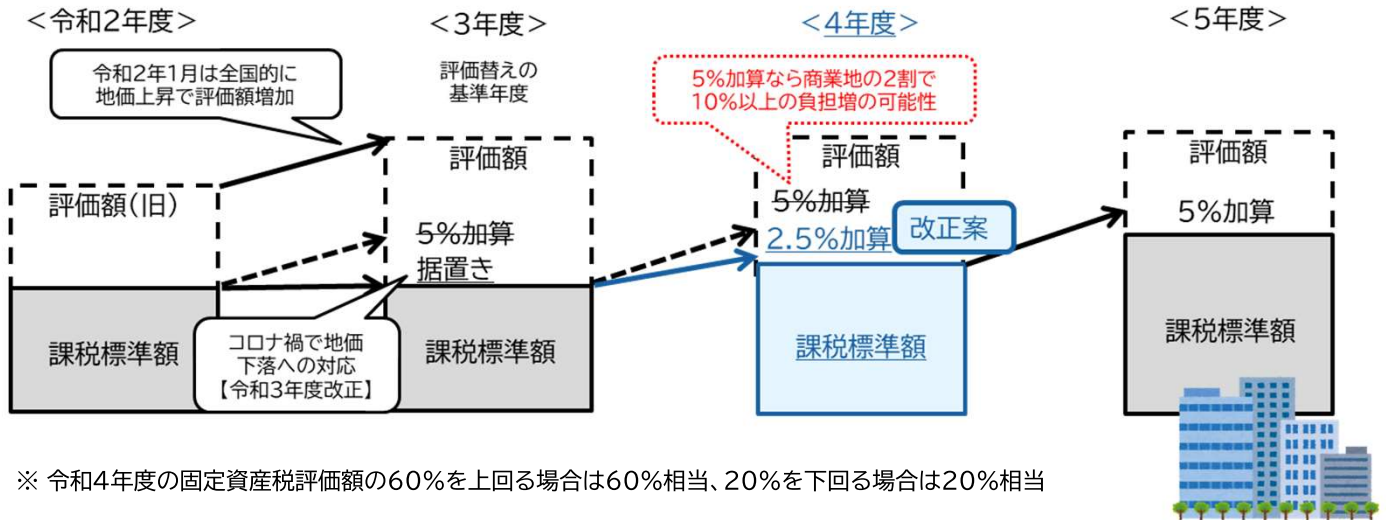


★印:中古住宅の築年数要件(耐火住宅25年以内、非耐火住宅20年以内)を廃止し、「昭和57年以後に建築された住宅(新耐震基準適合住宅)」に緩和

○ 土地に係る固定資産税の負担調整措置の緩和

景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等(負担水準60%未満)に係る課税標準額の上昇幅を「評価額×2.5%(現行:5%)」に引き下げ、税負担増の緩和が図られます。 ※都市計画税も同様

<固定資産税の負担調整措置>



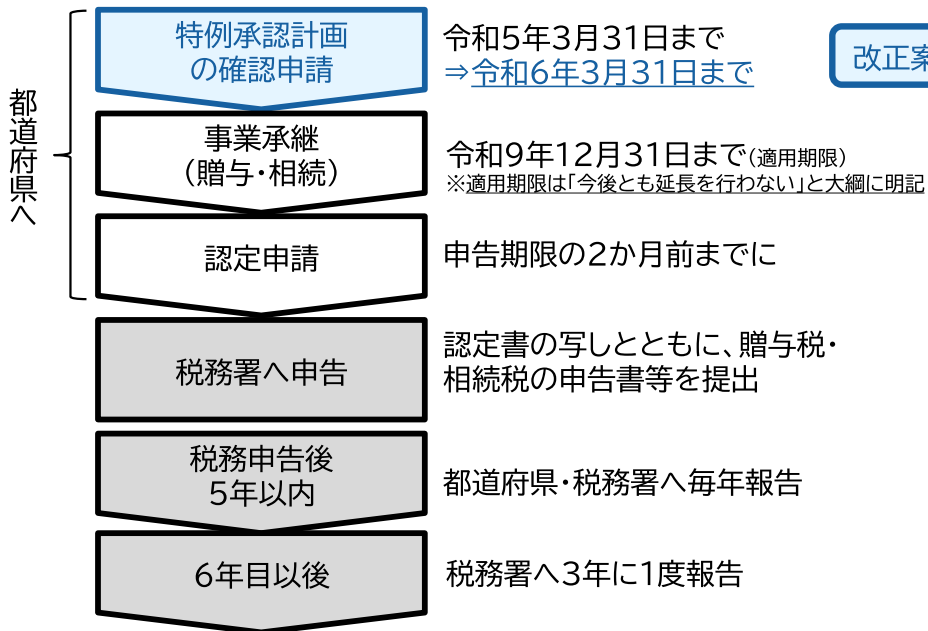
《 実務上のポイント 》

住宅用地、農地等は激変緩和措置は設けられず、通常どおり計算される。

○ 法人版事業承継税制の確認申請期限の延長

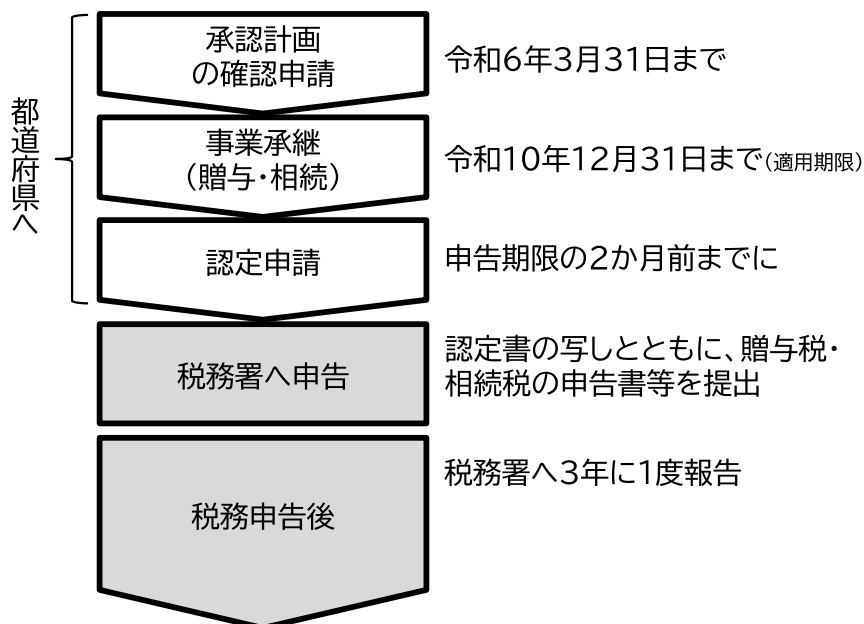
新型コロナウイルス感染症の影響により計画策定に時間を要する場合もあるため、法人版事業承継税制の特例承認計画の提出期限が令和6年3月31日まで1年延長されます。

法人版事業承継税制(対象:非上場株式等)



出典:経済産業省「令和4年度税制改正に関する経済産業省要望」をもとに作成

個人版事業承継税制(対象:特定事業用資産)



○ 財産債務調書制度の提出義務者の拡大

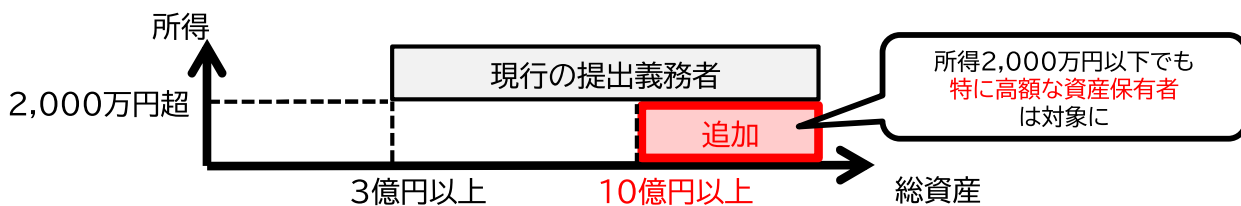
適正な課税を確保する観点から、財産債務調書の提出義務者に特に高額な資産保有者が追加されます。また、提出義務者の事務負担軽減の観点から提出期限が緩和され、記載省略の範囲も拡大されます。

【適用時期】 令和5年分以後の財産債務調書

項目	現行制度	改正案
提出義務者	所得2,000万円超、かつ、総資産3億円以上(または有価証券等1億円以上)	追加 総資産10億円以上(所得基準なし)
提出期限	翌年3月15日	翌年6月30日
記載省略の範囲	取得価額100万円未満の家庭用動産	取得価額300万円未満の家庭用動産



<提出義務者の範囲>



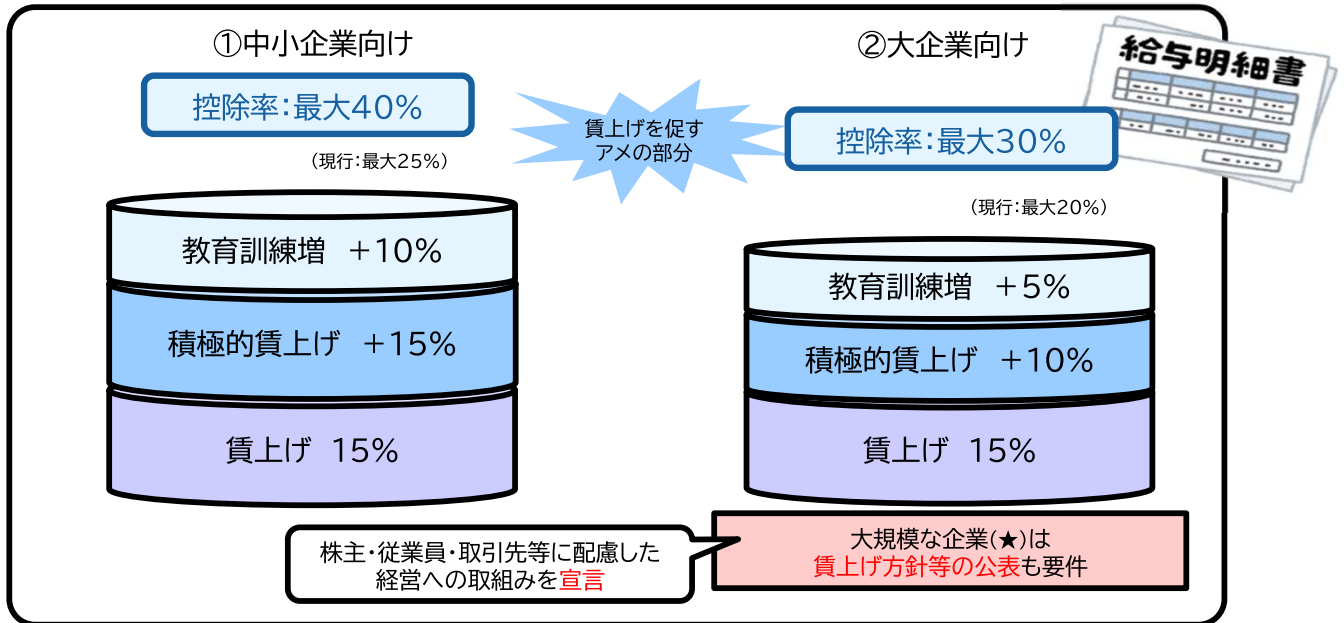
《 実務上のポイント 》

「国外財産調書制度」も同様に提出期限が緩和され、記載省略の範囲も拡大される。

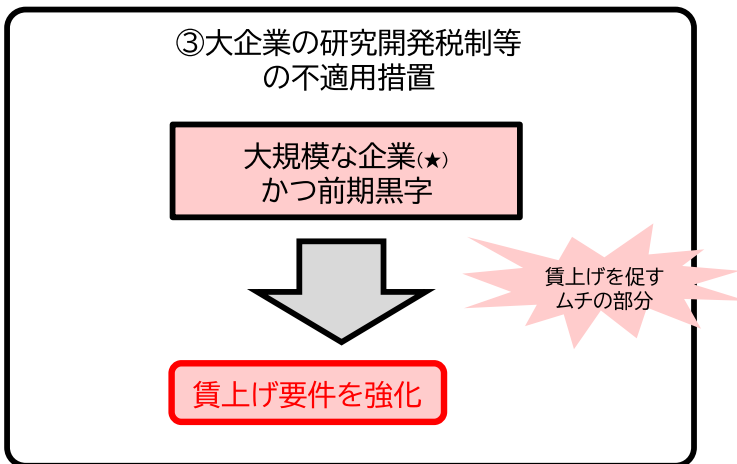
○ 新しい「賃上げ税制」の全体像

「成長と分配の好循環」の実現に向けて、長期的な視点に立って一人ひとりへの積極的な賃上げを促すため、賃上げに係る税制措置が抜本的に強化される。一方、収益が拡大しているにもかかわらず賃上げも投資も特に消極的な大企業に対し、租税特別措置の適用を停止する措置が強化されます。

<賃上げに積極的な企業への支援>



<賃上げに消極的な大企業への措置>



★大規模な企業:資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上の大企業

○ 新賃上げ税制（中小企業の積極的な賃上げ支援）

<中小企業の所得拡大促進税制の拡充> ※個人事業者も同様

項目	現行制度	改正案
適用時期	令和5年3月31日までに開始する各事業年度(個人は令和4年)	令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度(個人は令和5・6年)
適用要件	雇用者全体の給与総額:前期比1.5%以上増	
控除率を乗ずる対象	雇用者全体の給与総額の前期からの増加額 雇用者全体に対する分配を促す点を維持	
控除率	基本	15% 個々に要件を満たせばOKに
	上乗せ	①と②の両方を満たす場合 +10% ①雇用者全体の給与総額:前期比2.5%以上増 ②イまたはロのいずれか イ:教育訓練費:前期比10%以上増 <small>※確定申告書に教育訓練費の明細書を添付</small> ロ:経営力向上の証明(経営力向上計画) ①雇用者全体の給与総額:前期比2.5%以上増 +15% ②教育訓練費:前期比10%以上増 +10% <small>※教育訓練費の明細書を添付</small> (経営力向上の証明要件は廃止)
	最大	引上げ 40%(①のみ:30%、②のみ:25%) 賃上げを促すアメの部分
控除上限	控除率は過去最高水準に引き上げられた一方、「 控除上限 」は据え置かれている点に注意	法人税額×20%

給与明細書

個々に要件を満たせばOKに

賃上げを促すアメの部分

○ 賃上げ税制（賃上げに消極的な大企業への措置）

<大企業の研究開発税制等の不適用措置の強化>

項目	現行制度	改正案	
対象法人	大企業	右記以外 の大企業	大規模な企業(★)かつ前期黒字 ★資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上
①賃上げ要件	継続雇用者の給与総額が 前期を超えること	強化	継続雇用者の給与総額が 前期比1%増(令和4年度は0.5%増)
②設備投資 要件	国内設備投資額が当期の減価償却費の3割超		
③所得要件	当期所得が前期所得以下		

賃上げを促す
ムチの部分



①②③のいずれも満たさない大企業
(収益が拡大するも賃上げ・投資に消極的な大企業)

【特定税額控除規定】

- ・研究開発税制
 - ・地域未来投資促進税制
 - ・5G導入促進税制
 - ・デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制
 - ・カーボンニュートラル(脱炭素化)投資促進税制
- が不適用



○ 交際費課税の特例措置の延長

地方活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動を支援する観点などから、次の交際費課税の特例措置が2年延長されます。

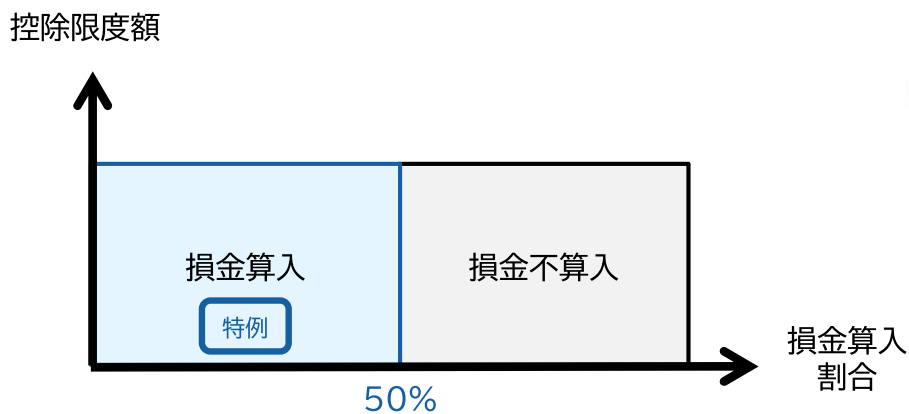
- ① 交際費(飲食費や贈答品の費用等)を年800万円までは全額損金算入できる特例措置(中小企業のみ)
- ② 接待飲食費の50%を損金算入できる特例措置(中小企業、資本金の額等が100億円以下の大企業)

【適用時期】 令和4年4月1日以後開始する事業年度から適用

<① 中小企業の損金算入特例>



<② 接待飲食費の50%損金算入特例>



○ 少額な資産（足場・ドローン）のレンタル節税規制

少額な資産（建設用足場・ドローン・LED照明など）の購入を利用した過度な節税に対処するため、下記の①～③の各制度について、対象となる資産から「主要な事業以外への貸付けの用に供したものが除かれます。

【適用時期】 **令和4年4月1日以後** ※個人事業者も同様

制度	取得価額	償却方法	限度額	貸付け用資産
① 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例(令和6年3月31日まで2年延長)	30万円未満	全額損金算入	年300万円	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">改正案</div> 貸付けは対象外 <small>※主要な事業として行われるものはOK</small>
② 一括償却資産の損金算入制度	20万円未満	3年均等償却	限度なし	
③ 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度	10万円未満	全額損金算入		



本業と関係のない足場やドローンを大量購入(単品9万円)して貸付け

↓
10万円未満のため全額費用計上
「本業の利益」と相殺(節税)
※賃貸料・売却益で複数年かけて投資回収

<各年の損益>

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
売却益					+150
賃貸料	+150	+150	+150	+150	+150
費用	▲900 ✗				

「本業以外の貸付け」を対象外に
⇒毎年、減価償却で費用計上

○ 法人税の租税特別措置の延長・廃止

租税特別措置	大綱	改正案
5G投資促進税制 通信の高速大容量規格「第5世代移动通信システム」の関連投資額の15%税額控除・30%特別償却	P4,51,52	3年延長 ・投資の前倒し(3年内の早期普及)を促すため、 税額控除率を段階的に引下げ 令和4年度:15%(都市部9%) 5年度:9%(都市部5%) 6年度:一律3%
オープンイノベーション税制 スタートアップ企業の株式を取得する場合、出資額の25%を損金算入	P2,3,4,9	2年延長 ・出資対象に 設立15年未満の研究開発型スタートアップ を追加(現行:設立10年未満) ・株式保有期間を 3年 (現行:5年)以上に短縮して出資ハードルを下げる
地方拠点強化税制 地方において、本社機能拡充や東京23区からの本社移転を行う企業に対してオフィス減税・雇用促進税制	P4,49~51	
海外投資等損失準備金	P64	・ 雇用者増加要件の撤廃 ※「地方事業所基準雇用者数のうち、有期雇用・パートタイムである新規雇用者を除いた数が2人以上」の要件 ・対象に 情報サービス事業部門 を追加
大法人の欠損金の繰戻し還付制度の不適用	P64	
倉庫用建物等の割増償却	P64,65	
障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却	P64	適用期限(R4.3.31)の到来をもって 廃止
平成21・22年に先行取得した土地等の課税の特例	P65	適用期限が到来したため、その規定を 削除

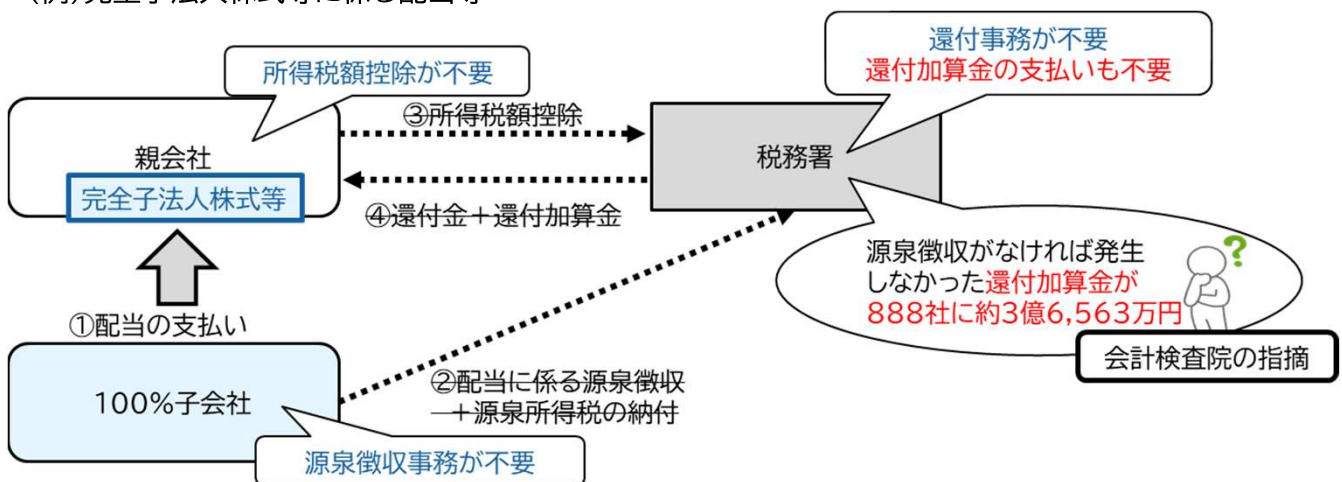
○ 完全子法人株式等配当の源泉徴収の不適用

完全子法人株式等配当の源泉徴収の不適用（その1）

「完全子法人株式等」と「一部の関連法人株式等」に係る配当等については、所得税を課さず、源泉徴収を行わないこととされます。

【適用時期】 令和5年10月1日以後に支払を受けるべき配当等

(例)完全子法人株式等に係る配当等



《 実務上のポイント 》

源泉徴収がないため、グループ外への一時的な資金流出がなくなる

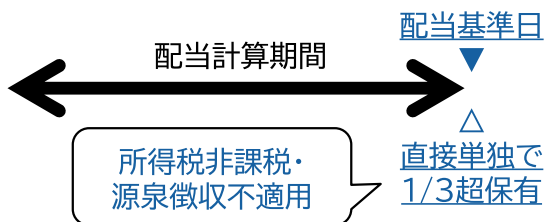
○ 完全子法人株式等配当の源泉徴収の不適用

完全子法人株式等配当の源泉徴収の不適用（その2）

<対象となる株式等の範囲>

区分	受取配当等益金不算入	改正案 所得税非課税・源泉徴収不適用	
		対象	
完全子法人株式等 (配当計算期間中、100%継続保有)	100%益金不算入	対象	
関連法人株式等 (配当計算期間中、1/3超継続保有)	100%益金不算入 ※負債利子控除あり	① 配当基準日に直接単独で 1/3超保有する株式等 ※名義人として保有するものに限定	対象
		② 上記以外の関連法人株式等	(対象外)
その他の株式等	50%益金不算入	(対象外)	
非支配目的株式等 (配当基準日に5%以下保有)	20%益金不算入		

<対象になる関連法人株式等>



源泉徴収をする「配当支払側」が持つ情報だけで
確実に判断できるものに限定

※完全子法人株式等は配当受取側も配当支払側もすべて
100%グループ内で確実に判断できるため、すべてが対象

○ 外形標準課税の所得割の税率の見直し

外形標準課税の適用対象法人(資本金1億円超)の法人事業税・所得割について、**年800万円以下の所得に係る税率が廃止**され、標準税率が**1.0%**に一本化されます。

【適用時期】 **令和4年4月1日以後**に開始する事業年度から

<所得割(外形標準課税)の税率>

項目		現行制度	改正案
適用年度		令和元年10月1日以後開始事業年度	令和4年4月1日以後開始事業年度
所得区分	年400万円以下	0.4%(1.44%)	1.0%(3.6%)
	年400万円超 年800万円以下	0.7%(2.52%)	
	年800万円超	1.0%(3.6%)	

※表中のカッコ内は「特別法人事業税」相当分を含む税率

《今後の検討課題》

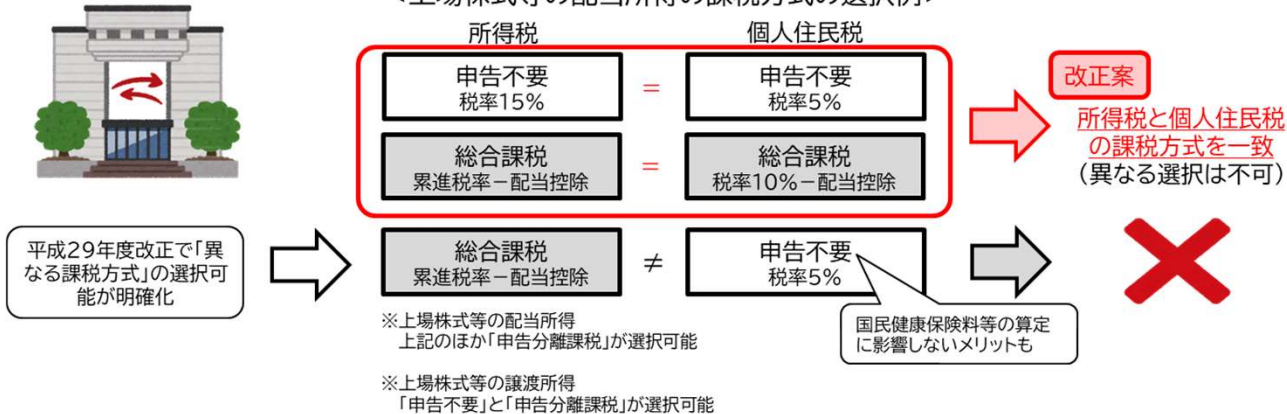
「経済社会の構造変化に伴い、外形標準課税の対象法人の数や態様は大きく変化しており、今後、こうした原因・課題の分析を進めるとともに、**外形標準課税の適用対象法人のあり方**について、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。」

○ 上場株式等の配当所得等の課税方式の一体化

現行制度では、上場株式等の配当所得・譲渡所得について所得税と個人住民税で「異なる課税方式」が選択可能ですが、**個人住民税の課税方式を所得税と一致**させることになります。

【適用時期】 **令和6年度分以後**の個人住民税(※経過措置が講じられる予定)

<上場株式等の配当所得の課税方式の選択例>



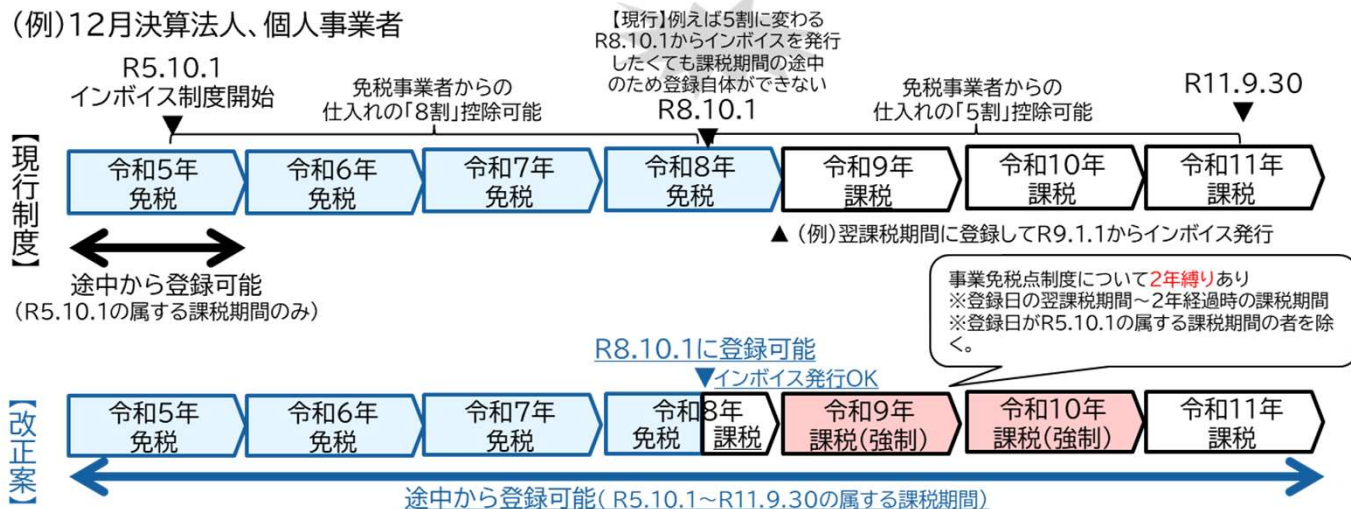
《 実務上のポイント 》

上場株式等に係る譲渡損失の損益通算・繰越控除の適用要件が所得税と一致するよう規定の整備も行われる。

○ 消費税のインボイス制度の登録手続の緩和

インボイス制度への円滑な移行のため、免税事業者が「適格請求書発行事業者」に適切なタイミングで登録できるよう、**令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間(導入開始から6年間)**においても、**課税期間の途中からの登録が可能**となります。

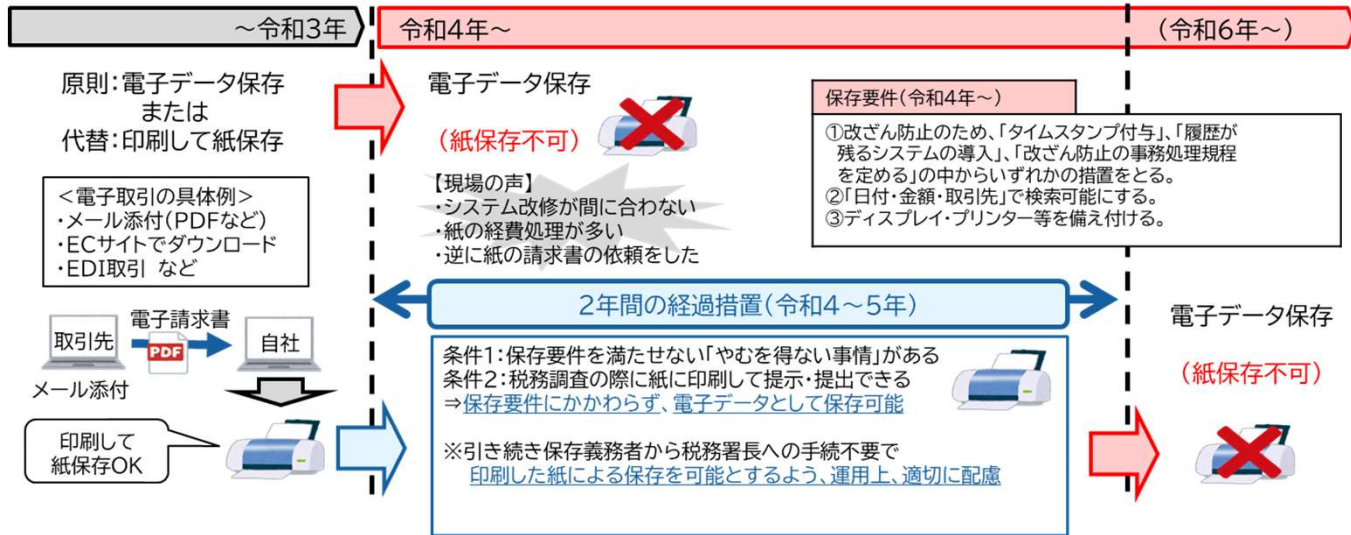
(例)12月決算法人、個人事業者



○ 電子取引のデータ保存の経過措置

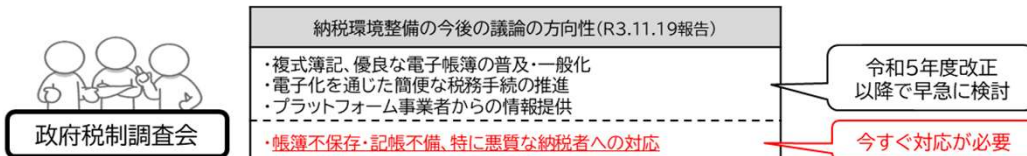
電子取引の取引情報に係るデータ保存への円滑な移行のため、2年間の経過措置が整備されます。

【適用時期】 令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報



○ 帳簿不提出や悪質な納税者への対応

記帳義務の不履行や税務調査時の簿外経費の主張等に対する不利益がない中では、悪質な納税者に利するような事例も生じていることから、次の2つの対応(不利益措置)が行われます。

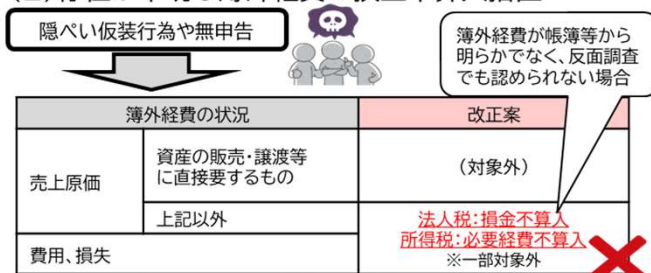


(1) 帳簿不提出等に対する加算税の加重措置

帳簿の記帳状況		改正案
不提出・不提示(不記帳・不保存)		過少申告加算税 ・無申告加算税 +10%(加重)
記帳不備	記載が著しく不十分 ※売上金額の1/2以上が不記載	+5%(加重)
	記載が不十分 ※売上金額の1/3以上が不記載	
	上記以外	(加重なし)
上記のうち、やむを得ない事情がある場合		(加重なし)

【適用時期】 令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税

(2) 存在が不明な簿外経費の損金不算入措置



【適用時期】 令和5年1月1日以後に開始する事業年度の法人税
令和5年分以後の所得税

○ その他の改正項目

税目	項目	改正案	適用時期	大綱
所得税	上場株式等の配当所得の「大口株式等」の要件の見直し	個人と「同族会社(50%超の株式保有)」との株式等保有割合の合計が3%以上の場合には、配当所得は 総合課税 の対象に ※会計検査院は申告不要の利用で122人に合計13億4,880万円の差があると指摘	R.5.10.1 ～	P27
	年末調整・確定申告の電子化推進	社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除も 電子化の対象 に	R4年分～	P30,3 1
法人税	資本の払戻しに係るみなし配当の計算方法の見直し	資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算における投資元本の払戻し部分の金額は、「 減少した資本剰余金の額 」を 限度 に ※最高裁判決(R3.3.11)を受けた改正	R4.4.1～	P58
	固定資産の補助金の圧縮記帳	補助金の「 事後 」交付を受ける場合も適用があることを法令上明確化	—	P58,5 9
	グループ通算制度の見直し	離脱時の投資簿価修正、時価評価資産の取扱いの見直しなど	R4.4.1～	P67～ 69
消費税	インボイス制度導入のための整備	仕入明細書による仕入税額控除の見直しなど	R5.10.1 ～	P72,7 3
	外国人旅行者向け免税制度の免税対象者の明確化	免税店で発生する「待ち行列」の緩和や免税販売機会の拡大のため、免税対象者が「外為法に規定する非居住者」のうち、次に限定される。 ① 外国人 :「短期滞在」「外交」「公用」の在留資格を有する者など ② 日本人 : 海外在住2年以上の者 (戸籍の附票の写し、在留証明で証明) ※外国人留学生や企業研修生などの長期滞在者が除外(悪質な転売防止)	R5.4.1～	P73,7 4
印紙税	特別貸付の印紙税非課税の延長	新型コロナウイルス感染症の特別貸付けに係る消費貸借契約書の非課税措置を 1年延長 (R5.3.31まで)	—	P46
納税環境整備	所得税、個人事業者の消費税の納税地の変更・異動手続の見直し	納税地の変更や異動の届出書→ 提出不要 に	R5.1.1～	P30,7 4
	修正申告書等の記載事項	修正申告書・更正の請求書について、税務署が当初申告で把握している修正申告「前」・更正の請求「前」の課税標準等を 記載不要 に	R4.12.3 1～	P88
	相続税申告の添付書類の提出	添付書類が多いことからe-Taxの場合でも 光ディスク等 で提出可能に	R4.4.1～	P88,8 9

○ 令和5年度税制改正に先送りされた主な検討事項

◆金融所得課税のあり方(大綱P9,10)

「高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられるため、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税のあり方について検討する必要がある。その際、一般投資家が投資しやすい環境を損なわないように十分に配慮しつつ、諸外国の制度や市場への影響も踏まえ、総合的な検討を行う。」

◇金融所得課税一体化(デリバティブ取引)(大綱P96)

「デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、金融所得課税のあり方を総合的に検討していく中で、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、早期に検討する。」

◆完全子法人株式等配当の源泉徴収不適用の税収への影響と対応(大綱P8)

「完全子法人株式等及び関連法人株式等の配当に係る源泉徴収の見直しにより、令和5年度の税収が減少すると見込まれることを等を踏まえ、その影響を緩和するための必要な対応等について、令和5年度税制改正において検討する。」

◇未来への投資等に向けた経済界への期待(大綱P4)

「来年以降、経済界の取組状況等も見極めつつ、積極的に未来への投資に取り組む企業に対しては真に有効な支援を行うとともに、十分な投資余力があるにもかかわらず活用されていない場合に、企業の行動変容を促すためにどのような対応を講ずるべきかといった視点からも、幅広く検討を行う。」

◆相続税・贈与税のあり方(資産移転時期の選択に中立的な税制の構築)(大綱P11)

「今後、諸外国の制度も参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。」

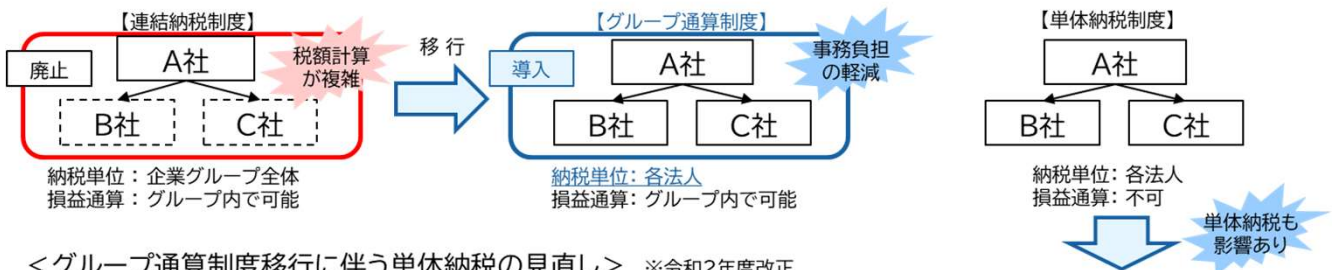
○ (参考) 令和4年に開始する過年度改正項目

(参考) 令和4年に開始する過年度改正項目 (その1)

税目	項目	改正内容	適用時期	改正年度
所得税	退職所得課税の適正化	役員等以外も勤続年数5年以下の短期の退職金(退職所得控除額を控除した残額のうち300万円超の部分)を2分の1課税の対象外に	令和4年1月1日～	令和3年度
納税環境整備	電子帳簿保存制度の見直し	・事前承認制度の廃止 ・優良な電子帳簿の普及促進 ・スキャナ保存制度の大幅緩和 ・電子取引のデータ保存の要件緩和 ・【追加】電子取引のデータ保存の経過措置		令和4年度
相続税 贈与税	相続税の未成年者控除	対象となる相続人の年齢の引下げ 20歳未満→18歳未満に	令和4年4月1日～ ※成年年齢の引下げの民法改正が施行	令和元年度
	贈与税の税率の特例(子・孫の税率構造緩和)	「受贈者」の年齢要件の引下げ 20歳以上→18歳以上に		
	相続時精算課税制度、特例(孫等も対象)			
	事業承継税制			
	結婚・子育て資金一括贈与非課税制度			
【追加】住宅取得等資金贈与非課税制度	令和3年度			
法人税	グループ通算制度の導入	連結納税制度が廃止され、グループ通算制度に移行(次ページ参照)	令和4年 4月1日以後 開始事業年度～	令和2年度
	グループ通算制度移行に伴う単体納税の見直し	単体納税も受取配当等の益金不算入制度などを見直し(次ページ参照)		

(参考) 令和4年に開始する過年度改正項目 (その2)

<グループ通算制度の導入(連結納税制度からの移行)> ※令和2年度改正



<グループ通算制度移行に伴う単体納税の見直し> ※令和2年度改正

主な制度	内容	現行制度	令和4年4月1日以後開始事業年度
受取配当等の益金不算入	関連法人株式等の控除負債利子の計算	原則法または簡便法	関連法人株式等の配当×4% (その事業年度に支払う負債利子×10%を上限)
	関連法人株式等と非支配目的株式等の判定	各法人の保有割合で判定	100%グループ内の法人全体の保有割合で判定
貸倒引当金	一括評価金銭債権の設定対象になる金銭債権	100%グループ内の法人間の金銭債権を含む	100%グループ内の法人間の金銭債権を除外
寄附金の損金不算入	損金算入限度額の計算における資本基準額	税務上の資本金等の額	会計上の資本金の額と資本準備金の額の合計額

公的制度

- 令和3年度補正予算内容
 - 中小企業等事業再構築促進事業(6,123億円)
 - 事業再構築補助金
 - 中小企業生産性革命推進事業(2,001億円)
 - ものづくり補助金
 - 小規模事業者持続化補助金
 - IT導入補助金
 - 事業承継引継ぎ補助金
 - 事業復活支援金(2兆8,032億円)
 - 日本政策金融公庫を通じた資金繰り支援(1,403億円)

○ 令和3年度補正予算内容

■ 中小企業等事業再構築促進事業(6,123億円)

- ・事業再構築補助金

■ 中小企業生産性革命推進事業(2,001億円)

- ・ものづくり補助金
- ・小規模事業者持続化補助金
- ・IT導入補助金
- ・事業承継引継ぎ補助金

■ 事業復活支援金(2兆8,032億円)

- ・給付金制度

■ 日本政策金融公庫を通じた資金繰り支援(1,403億円)

- ・資本金ローン

○ 中小企業等事業再構築促進事業（6,123億円）

事業再構築補助金（1/3ページ）

制度のポイント

- 昨年に引き続き2022年も事業再構築補助金の予算が決定
- 法人だけでなく個人事業主でも該当します
- コロナの影響による売上減少により100万円～1億円までの補助金が受けられる制度です
- 売上10%減少要件を確認の上、ビジネス転換計画があれば補助金申請を検討しましょう

事業目的・概要

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、中小企業等が、新分野展開や業態転換などの事業再構築を通じて、コロナ前のビジネスモデルから転換する必要性は、依然として高い状況にあります。

こうしたことから、令和2年度3次補正予算で措置した中小企業等事業再構築促進事業について、必要に応じて見直しや拡充を行いながら、中小企業等の事業再構築を支援し、日本経済のさらなる構造転換を図ってきたところです。

特に、ガソリン車向け部品から電気自動車等向け部品製造への事業転換のように、グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象に、従来よりも補助上限額を引き上げ売上高減少要件を撤廃した新たな申請類型を創設することで、ポストコロナ社会を見据えた未来社会を切り拓くための取組を重点的に支援していきます。

【業種別】補助金活用イメージ

小売業のケース

コロナで売上が減少…

ネット販売事業や
サブスクサービスに転換



製造業のケース

コロナで需要が減少…

ロボット、医療機器関連
部品製造を創設



飲食業のケース

コロナで売上が減少…

オンライン注文で
宅配や持ち帰りに対応



○ 中小企業等事業再構築促進事業（6,123億円）

事業再構築補助金（2/3ページ）

主な補助対象要件

- 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較し10%以上減少していること（グリーン成長枠を除く）
- 事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること（補助額3,000万円超は金融機関も必須）等

補助金額・補助率

申請類型	補助上限額(※1)	補助率
最低賃金枠 (最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な時に業状の厳しい事業者に対する支援)	500万円・1000万円 ・1500万円 (※2)	中小3/4 中堅2/3 (※3)
回復・再生応援枠 (引き続き業状が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援)		
通常枠 (事業再構築に取り組む事象者に対する支援)	2000万円・4000万円 ・6000万円、8000万円(※2)	中小2/3 中堅1/2
大規模賃金引上げ枠 (多くの従業員を雇用しながら、持続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる事業者に対する支援)	1億円	
グリーン成長枠 (研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援)	中小1億円、中堅1.5億円	中小1/2 中堅1/3

(※1)補助下限額は100万円 (※2)従業員規模により異なる (※3) 6,000万円超は1/2(中小のみ)、4,000万円超は1/3(中堅のみ)

成果目標

事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上の増加等を目指します。

補助対象経費

- 建物費
- 機械装置
- システム構築費
- 技術導入費
- 専門家経費
- 運搬費
- クラウドサービス利用費
- 外注費
- 知的財産権等関連経費
- 広告宣伝
- 販売促進費
- など

○ 中小企業等事業再構築促進事業（6,123億円）

事業再構築補助金（3 / 3 ページ）

申請時の注意点・変更点

- ① 売上高10%減少要件の緩和
対象期間が2020年4月以降に変更され、従来の10月以降から期間が拡張されました
- ② 回復・再生応援枠の新設
緊急事態宣言特別枠の廃止に伴い業績が厳しい事業者向けの新しい申請枠が開始されました
- ③ グリーン成長枠の新設
グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象に新しい申請枠が開始されました
- ④ 通常枠の補助上限額の見直し
現在の従業員規模に応じた補助上限額が変更され2000万円の枠が開始されました
- ⑤ 補助対象経費の見直し
・「建物費」が原則、改修の場合に制限される新築の場合は、一定の制限が設けられます
・「研修費」が補助対象経費総額の1/3に制限されます
- ⑥ 事前着手の対象期間の見直し
対象期間が現在の2021年2月15日から見直しされました
既に着手を開始している場合は6次公募以降は対象経費外になる場合もあります

申請のポイント

事業計画書には以下の内容を記載する必要があります。

① 補助事業の具体的な取組内容

現在の事業の状況、強み・弱み、機会・脅威、事業環境、事業再構築の必要性、事業再構築の具体的な内容など

② 将来の展望

具体的なユーザー、マーケット及び市場規模等について、その成果の价格的・性能的な優位性・収益性や課題やリスクとその解決方法など

③ 本事業で取得する主な資産

④ 収益計画

本事業の実施体制、スケジュール、資金調達計画等について収益計画(表)における「付加価値額」の算出根拠について

採択のポイント

- 投資対象が直接的に収益を生み出す事業
- 再構築度の高い事業・・・何かを捨て(失い) チャレンジ
- 既存の経営資源が活かされる事業
- 対象市場が明確で、すぐにでも売上が上がりそうな事業
- 本気度が見える事業(事前着手、実施場所所得済)

以下の2点が計画書策定のポイントです！

- 表、図などを活用する
- 審査項目に沿って計画策定する



○ 中小企業生産性革命推進事業（2,001億円）

制度のポイント

昨年に引き続き以下、4つの補助金のための予算が決定しました。

- ものづくり補助金
- 小規模事業者持続化補助金
- IT導入補助金
- 事業承継・引継ぎ補助金

主に生産性向上などに向けた設備投資に対して補助金受給が可能です。
設備投資計画ある場合は制度利用を検討しましょう。



事業目的・概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を下支えします。

そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、販路開拓を支援する中小企業生産性革命推進事業について、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、新たな特別枠を創設し、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援します。

加えて、事業承継・引継ぎ補助金を新たに追加し、中小企業の実産性向上や円滑な事業承継・引継ぎを一層強力に推進します。

成果目標

- 新ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上、補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上、付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後1年で、販路開拓につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。
- 事業承継・引継ぎ支援事業により、令和4年度末までに約1,500者の中小企業者等の円滑な事業承継・事業引継ぎを支援します。

○ 中小企業生産性革命推進事業（2,001億円）

ものづくり補助金

制度のポイント

革新的な事業推進のために設備投資額に対して最大2000万円が補助される制度です。

中小企業等のグリーン、デジタルに資する革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援するとともに、赤字など業況が厳しい中で生産性向上や賃上げ等に取り組む事業者が支援されます。

補助金額・補助率

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	750万円・1000万円・1250万円 （※従業員規模により異なる）	原則1/2 （※小規模事業者・再生事業者は2/3）
回復型賃上・雇用拡大枠		
デジタル枠	1000万円・1500万円・2000万円 （※従業員規模により異なる）	2/3
グリーン枠		

申請時の注意点・変更点

① 従業員規模に応じた補助上限額の設定

従来一律1,000万円としていた通常枠の補助上限額を従業員の規模に応じて、従業員数21人以上:1,250万円、6~20人:1,000万円、5人以下:750万円に見直し

② 補助対象事業者の見直し・拡充

補助対象事業者に、資本金10億円未満の「特定事業者」を追加する。また、企業再生に取り組む（※）事業者を対象に、補助率を2/3に引き上げ（通常の中小企業は1/2）、手厚く支援。

（※）中小企業再生支援スキームに則り再生計画を策定（詳細な要件は検討中）

③ 3つの新しいタイプの創設

「回復型賃上げ・雇用拡大枠」・「デジタル枠」・「グリーン枠」の3つが新しく創設される。これらに伴い、9次公募で「低感染リスク型ビジネス枠」の申請類型は終了される。

申請のポイント

事業終了後4年以内に、以下の達成を目指した事業計画を作成する必要があります。

- ・ 補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
- ・ 補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
- ・ 付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上

電子申請が必須

電子申請には、GビズIDプライムが必要となります。利用するためのアカウント取得には2~3週間程度かかる可能性があります。



○ 中小企業生産性革命推進事業（2,001億円）

小規模事業者持続化補助金

制度のポイント

小規模事業者（業種により従業員数に制限あり）が、商工会議所等の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3が補助されるものです。

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等に加え、賃上げや事業規模の拡大や創業や後継ぎの新たな取組、インボイス発行事業者への転換（インボイス枠）といった環境変化に関する取組が支援されます。

補助金額・補助率

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3 (※賃金引上げ枠において、赤字事業者は3/4)
賃金引上げ枠	200万円	
卒業枠		
後継者支援枠		
創業枠		
インボイス枠	100万円	

小規模事業者持続化補助金とは・・・

- 採択率90%(最大)!! 汎用性が広く非常に使い勝手が良い
- 採択事業者の97.5%が客数増加、96.0%が売上増加を実感
(※中小機構公表の平成26年度補正予算事業採択事業者へのアンケート結果参照)
- 小規模事業者は国内に304.8万件、企業全体の84.9%を占める
(※中小企業庁のデータ参照)

小規模事業者の定義

小規模事業者とは！？：常時使用する従業員数	
商業・サービス業（宿泊・娯楽業除く）	5人以下
サービス業のうち宿泊・娯楽業/製造業その他	20人以下

○ 中小企業生産性革命推進事業（2,001億円）

IT導入補助金

制度のポイント

生産性向上に伴うITツールの利活用による投資に対して補助金が受給される制度です。インボイス制度への対応も見据え、クラウド利用料を2年分まとめて補助するなど、企業間取引のデジタル化も強力に推進されます。

補助金額・補助率

通常枠	補助上限額	補助率
A類型	30万～150万円未満	1/2
B類型	150万円～450万円以下	

デジタル化基盤導入類型	補助上限額	補助率
ITツール ※会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等	～50万円	3/4
	50～350万円	2/3
PC、タブレット等	10万円	1/2
レジ	20万円	1/2

補助対象経費（一部）

- 会計ソフト
 - パソコン
 - タブレット
 - レジ
 - クラウド利用料(デジタル化基盤導入類型は最大2年分)
- など



○ 中小企業生産性革命推進事業（2,001億円）

事業承継・引継ぎ補助金

制度のポイント

円滑な事業承継に伴い新たな取組に対する設備投資等において最大600万円が補助される制度です。事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援されます。また、事業承継・引継ぎに関連する廃業費用等についても補助対象となります。

補助金額・補助率

補助上限額	補助率
150～600万円	1/2～2/3

補助対象経費（一部）

- 人件費……………本補助事業に直接従事する従業員に対する賃金及び法定福利費
- 店舗等借入費……………国内の店舗・事務所・駐車場の賃借料・共益費・仲介手数料
- 設備費……………国内の店舗・事務所の工事、国内で使用する機械器具等調達費用
- マーケティング調査費…自社で行うマーケティング調査に係る費用
- 外注費、委託費……………業務の一部を第三者に外注、委託するために支払われる経費

すでに事業承継が
完了していても
申請できる可能性があります



○ 事業復活支援金（2兆8,032億円）

制度のポイント

個人事業主や法人において、コロナの影響による売上減少によって30万円～250万円までの給付金支給が受けられる制度です。地域・業種への制限はありません。

一定期間の月額売上が50%以下に減少した企業において給付金の受給が可能です。

個人事業主・法人事業者とも要件を確認しましょう。

事業目的・概要

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、地域・業種を限定しない形で、来年3月までの見通しを立てられるよう事業規模に応じた給付金を支給します。

成果目標

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた中小事業者等の事業の継続・回復を目指します。

支給要件について

新型コロナの影響で2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上が50%以下に落ち込んだ事業者（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）に対し、地域・業種問わず、固定費負担の支援として5か月分（11月～3月）の売上減少額を基準に算定した額をが一括給付されます。

上限額は、売上高に応じて、3段階に設定されています（売上30～50%減少の事業者に対しては上限額を6割として給付）。

支給上限額

売上減少率	個人事業主	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円～5億円以下	年間売上高 5億円以上
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30～50%	30万円	60万円	90万円	150万円

○ 日本政策金融公庫を通じた資金繰り支援（1,403億円）

制度のポイント

スタートアップ企業や廃業を考えている企業においてコロナの影響による財務基盤強化のため、資本とみなされる融資を最大1億円まで受けることが可能な制度です。

元本返済が長期間不要な「資本性ローン」が供給されます。

事業の「再生」やV字回復に向けた資金繰り基盤強化を検討の方は、ぜひ利用検討をしましょう。

事業目的・概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業に対して、資本増強策を強化することで、スタートアップの事業成長下支えや事業の「再生」により廃業を防ぐとともに、V字回復に向けた「基盤強化」を図ります。

具体的には、一時的に財務状況が悪化した中小企業等に対して、日本政策金融公庫が、民間金融機関が資本とみなすことができる長期間元本返済のない資本性ローンを供給します。

成果目標

資本性ローンの実施により、民間金融機関からの更なる金融支援を促し、中小企業の資金繰りの円滑化を図ります。

資本性ローンについて

新型コロナウイルス感染症の影響により、キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建等に取り組む企業に対して、民間金融機関が資本とみなすことができる期限一括償還の資本性ローンを供給することで、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援します。

主な貸付条件

融資限度額	1社あたり最大10億円(別枠)			
融資期間	20年・15年・10年・7年・5年1か月(期限一括償還)			
貸付利率	融資当初3年間は一律0.5% 4年目以降は直近決算の業績に応じた利率を適用			
	当初3年間及び 4年目以降赤字の場合	4年目以降黒字の場合		
		5年1か月・ 7年・10年	15年	20年
	0.50%	2.60%	2.70%	2.95%
担保・保証人	無担保・無保証人			
資本性の扱い	金融機関の債務者の評価において自己資本とみなすことが可能			

○ 問い合わせ先一覧

事業再構築補助金

◆ 事業再構築補助金事務局

【連絡先】 0570-012-088 【受付時間】 9:00～18:00（日・祝日は除く）

ものづくり補助金

◆ ものづくり補助金事務局サポートセンター

【連絡先】 050-8880-4053 【受付時間】 10:00～17:00（土日祝日および12/29～1/3を除く）

小規模事業者持続化補助金

◆ 日本商工会議所（商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいる方）

【連絡先】 03-6747-4602

【受付時間】 9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日、年末年始の休業日を除く）

◆ 全国商工連合会（商工会の管轄地域内で事業を営んでいる方）

地域の事務局にお問い合わせください。 [地方事務局一覧はこちら](#)

IT導入補助金

◆ サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター

【連絡先】 0570-666-424 【受付時間】 9:30～17:30（土・日・祝日除く）

事業承継・引継ぎ補助金

◆ 事業承継・引継ぎ補助金事務局（経営革新型）

【連絡先】 03-3615-9053

◆ 事業承継・引継ぎ補助金事務局（専門家活用/廃業・再チャレンジ型）

【連絡先】 03-3615-9043

いずれも 【受付時間】 10:00～12:00、13:00～17:00（土・日・祝日を除く）

事業復活支援金(2兆8,032億円)

◆ 事業復活支援金事務事業

【連絡先】 0120-789-140 【受付時間】 8:30～19:00（土・日・祝日含む全日対応）

資本金ローン(日本政策金融公庫)

◆ 日本政策金融公庫の店舗はこちら ▶ <https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>